個別資産利活用方針

No. 2018-12

財産名称	三依教職員住宅（1号、2号）	担当課	教育総務課	行政財産
所在地	日光市中三依815番地（1号）及び中三依686番地（2号）	根拠法令	日光市教職員住宅条例・日光市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則	

土地情報					
敷地面積（㎡）	不明	所有	市有地	その他	

利用目的

教職員住宅

財産の現状

1号棟の建築物は平成20年前後から入居者がいなく、特に管理も行っていないため、老朽化・劣化が著しい。
2号棟の建築物は、3DK平屋の建物である。平成19年度以降、入居者がいなく、特に管理も行っていない。老朽化が激しく、改修費用面、安全面から考察して、建物を継続使用することは望ましくない。

財産経過等

・1号棟については、平成22年頃、三依6自治会から修繕した上で無償払い下げの要望があったが、断った経緯がある。
・平成30年9月議会において、日光市教職員住宅条例から削除する予定。

No.	該当財産名称	主構造	階層	建築年度	耐用年数	耐震	延床面積（㎡）
1	三依教職員住宅1号　単身1	補強CB造	1	1966	38	未	50.00
2	三依教職員住宅1号　単身2	補強CB造	1	1965	38	未	50.00
3	三依教職員住宅1号　世帯用	補強CB造	1	1972	38	未	60.00
4	三依教職員住宅1号　校長用	補強CB造	1	1964	38	未	45
5	三依教職員住宅2号	補強CB造	1	1964	38	未	50
						延床面積　総計（㎡）	255.000

位置

写真等

利活用方針	
1　資産利活用の方向性	市有財産として保有。 （建物については、時期を調整して解体）
2　当該方向性の理由	建物については、築後40年以上経過し、未耐震であること、既に使用しない期間が長期間に至っていることから解体することが望ましい。 土地については、民間への売却が見込めない地域であることから、引き続き市有財産として保有する。 建物については、将来的に解体するものとするが、解体後の跡地活用計画はなく、安全面からは、解体の緊急性が低いことから、解体時期については、他の解体施設と調整して判断するものとする。
3　資産活用の具体的手法	条例廃止、普通財産移管。 解体時期が調整されるまで、適正な維持管理を行う。
4　具体的対応スケジュール	土地境界（境界確認、地籍測量、登記）は未確認。 H31.4月建物閉鎖。普通財産移管。 適正な維持管理を行う。